

Hong Kong Tax Alert

22 May 2025
2025 Issue No. 8

香港、IRDがHKICPAとの年次総会の議事録¹を通じて国外源泉所得非課税制度(FSIE税制)に関するさまざまな税務上の取扱いを説明

- (i) 投資家が(a)被投資会社の清算、(b)被投資会社による株式の消却に伴う資本減少、(c)被投資会社による株式償還、および(d)被投資会社による消却目的の株式の買い戻しに伴う資本減少から得られた利益は、一般的にFSIE税制で定義されている「株式持分譲渡益」には該当しない。
- (ii) FSIE税制の下で特定国外源泉所得(以下、「SFSI」)が香港で行われる取引、サービスまたは事業の目的で海外不動産の購入の原資にされた場合、当該SFSIは「香港にて受領」したものと見なされる。ただし、香港で投資持株事業を行う企業が、海外の被投資会社の発行する株式を引き受ける形で資本の払込を行う場合は例外となる。
- (iii) SFSIが香港で行われている取引、サービスまたは事業の目的以外で海外不動産の購入の原資にされた場合、当該SFSIは「香港にて受領」したものには見なされない。ただし、SFSIの免除要件が満たされず、取得した財産が海外動産である場合は、その海外動産となったSFSIを追跡する必要がある。
- (iv) SFSIを原資に海外法人の株式または知的財産(以下、「IP」)を購入した場合、当該海外動産がいつ「香港に持ち込まれた」と見なされるのかは、各ケースの具体的な事実に基づいて判断される複雑な問題である。IRDは、このような事例について事前裁定申請を行うことを推奨している。いずれにせよ、海外企業の株券が香港に物理的に存在するだけでは、株式が「香港に持ち込まれた」と見なされるものではない。

内国歳入局(以下、「IRD」)が上記の問題に関して表明した見解は、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」)が提起した質問で提示された特定の事実に基づいて、IRDが内国歳入法(以下、「IRO」)の諸条項をどのように解釈するかを示したものにすぎません。

こうした見解は、これらの規定が一般的にどのように解釈されるかについて、一定のガイダンスになりますが、他の特定の事実関係へ規定を適用する場合、解釈が異なる可能性があります。

規定がどのように適用されるかについて質問がございましたら、ご担当の税務専門家にご相談ください。

¹ 2024年度年次総会の議事録は、以下のリンクからアクセスできます。

https://www.hkicpa.org.hk/-/media/Document/APD/TF/Tax-bulletin/035_May-2025.pdf

FSIE税制の下で「株式持分譲渡益」に該当しないもの

FSIE税制の下では、香港で事業を行う企業が得られた国外源泉の「株式持分譲渡益」は、(i) 経済的実体要件、または(ii) 資本参加要件のいずれかの免税条件を満たさない限り、香港で受領した時点で香港の課税対象となります。

IROのセクション15Hでは、「株式持分譲渡益」という用語は、「企業の持分（パートナーシップ持分を除く）の売却から生じる利益または収益」と定義されています。「売却」とは、あらゆる財産に関連して、対価を伴う財産の移転（財産の消滅による移転を除く）を意味すると定義されています。「財産」とは、「動産または不動産」を指します。

上記の定義に基づき、IRDは、投資家が(a) 被投資会社の清算、(b) 被投資会社による株式の消却に伴う資本減少、(c) 被投資会社による株式の償還から得られた利益は、一般的に、FSIE税制で定義されている「株式持分譲渡益」には該当しないと考えています。

IRDは、上記の(a)について、一般的に被投資会社の清算が開始されると、当該被投資会社の株式譲渡は、会社（清算および雑則）法（香港法第32章）の下で無効となると説明しました。そのため、被投資会社の清算は、投資会社の株式移転が伴わないため、「売却」の定義には該当しません。したがって、このような状況下で投資家への分配から生じる利益は、「株式持分譲渡益」とは見なされません。ただし、実際に株式の移転が行われ、かつ当該株式が消滅しなかった場合、当該譲渡から生じる利益は、FSIE税制上「株式持分譲渡益」に該当することになります。

上記の(b)および(c)については、単に株式の消滅を伴うものであり、「売却」の定義には該当せず、これらの取引から生じる利益は、「株式持分譲渡益」には該当しません。

被投資会社の自己株式の取得に伴う資本減少について、IRDは、自己株式の取得は、投資会社の株式を被投資会社に売却して対価を得る取引であると指摘しました。この取引は、財産（すなわち、被投資会社の株式）の移転を伴うものであり、セクション15Hの下での「売却」の意味に該当します。そこから生じた利益は「株式持分譲渡益」となります。ただし、こうして取得した株式が、当該被投資会社が設立された国・地域、またはその株式が上場された国・地域の法定要件により消却されたものと見なされる場合（すなわち、財産の消滅によって移転が完了する場合）には、IRDは、そのような取引は上記(b)の取引と同様の税務上の取扱いとなることを認めます。

FSIE税制の下で「香港にて受領した」の定義について

IROのセクション15H(5)において、「香港にて受領した」の定義は以下のようにになっています。

- (a) 香港に送金されたり、持ち込まれた所得額
- (b) 香港での取引、サービスまたは事業に関連して生じた負債の履行の原資となる所得額、または
- (c) 香港に持ち込まれる動産の購入の原資となる所得額

セクション15H(5)(b)に基づく負債の履行に該当するものについて

IRDは、そのウェブサイトに掲載している設例⁷²において、SFSIを香港で行う事業のための目的で海外不動産購入の原資とすることは、SFSIを「香港にて受領した」ことになると述べています。しかし、事前裁定事例第72号では、香港にて投資持株事業を行っていた会社が、その海外子会社の追加出資においてSFSIを原資とすることは、これに該当しないとされています。HKICPAはIRDに対し、これら2つの事例における解釈の整合性について説明を求めました。

IRDは、セクション15H(5)(b)の規定により、SFSIが香港で行う取引、サービスまたは事業に関して生じた負債の履行の原資にされた場合、「香港にて受領した」と見なされると回答しました。一般に、負債の履行とは、支払われるべき金額の返済または支払義務の履行を意味します。不動産購入の費用決済は、支払義務を履行するために行われたものであるため、負債の履行と見なされます。一方で、新株引受による子会社への資本注入行為は、債務の返済や支払義務の履行を目的としたものではないため、SFSIが「香港にて受領した」と見なされません。

⁷² FSIE税制に関する設例は以下のリンクからアクセスできます。
https://www.ird.gov.hk/eng/tax/fsie_example.htm

IRDは、香港の投資持株会社がSFSIを使用して被投資会社の株式を購入する場合、その購入先が被投資会社（発行会社）ではなく他の株主である場合、設例7の不動産購入に類似すると考えられ、セクション15H(5)(b)に該当することになります。

納税者は、IRDが「負債の履行」という用語を柔軟に解釈し、被投資会社の株式引受を投資家の「支払義務」の履行とは見なさないという姿勢を評価すると考えられます。一方で、考え方によっては、投資家は引受契約に基づいて発行会社に対して実際に「支払義務」を負っているという見方もあり得ます。

株式およびIPが関係する場合、セクション15H(5)(c)に基づく「香港に持ち込まれる」動産になるか

IRDは、IROには「動産」の定義がないことを述べましたが、解釈・総則法（香港法第1章）セクション3では、「動産」とは、不動産を除くあらゆる種類の財産を意味すると定義されています。「不動産」とは、土地、土地に対する財産権、権利、利益または地役権、土地に付属するもの、土地に付属するものに恒久的に固定されるものと定義されています。

この定義に基づくと、被投資会社の株式持分は動産と見なされる可能性があります。SFSIが上記のセクション15H(5)(b)に該当しない被投資会社の株式持分（すなわち動産）の購入の原資とされた場合、その動産の所在地または将来の売却収入を追跡することが要請されます。この追跡は、上記のセクション15H(5)(c)に基づき、SFSIが「香港に持ち込まれた」ことにより「香港にて受領した」とものと見なされるかどうかを判断するために必要です。

動産が「香港に持ち込まれた」と見なされるかどうかは、資産の性質と形態を考慮し、各ケースの事実と状況によって判断されます。一般に、被投資会社の株式や持分の保有は、被投資会社の資産、利益、および剰余金に対する所有権と権利を表します。SFSIが香港と関連性のない被投資会社の株式を取得するために使用された場合（例えば、被投資会社が海外で登録・上場され、香港で事業や資産を持たない場合）、IRDはその株式を「香港に持ち込まれた」とは見なさず、海外に所在するものとして扱います。

IRDは、株券が香港に物理的に存在するだけでは「香港に持ち込まれた」と見なすには不十分としました。しかし、その後当該株式が譲渡され、そこから得られた収益が香港に送金された場合、当該SFSIは「香港にて受領した」とものと見なされます。

IPに関しては、そのIPが登録または保護されている国・地域、およびその管理・使用によって所有者に経済的利益をもたらしている国・地域に関与する可能性があります。例えば、IRDは、海外で登録されたIPが後に香港で登録された場合、そのIPは香港での登録が行われた年度に「香港に持ち込まれた」と見なされる可能性があるとして示しています。

さらに、IRDはIPにはさまざまな種類があり、各種IPの登録・保護・使用に関する法定要件が異なる可能性があることから、IPがいつ「香港に持ち込まれた」のかについて画一的なルールを設けることは不可能であると説明しました。各ケースはそれぞれの事実に基づいて判断する必要があります。IRDはまた、海外で登録されたIPが対価の有無にかかわらず、香港の個人または法人へのライセンス供与されるといった複雑なシナリオに直面した場合、納税者からの事前裁定の申請を推奨しています。

追跡要件 – SFSIが海外動産の購入に利用された場合

(i) SFSIを受領した時点で香港で課税される可能性があり、かつ、(ii) 関係する海外動産の購入が上述のセクション15H(5)(b)に該当しない場合、その海外動産の所在地またはその将来の売却収入を追跡する必要があります。

追跡要件は、SFSIが(i) 上記のセクション15H(5)の3つの条項のいずれかに基づいて「香港にて受領した」とものと見なされ、それに応じて課税される時点、または(ii) SFSIが「香港にて受領した」と見なされず、納税者によって譲渡されたと見なされる時点（例えば、SFSIが納税者の配当金の支払いに使用された場合）までとなります。

上記の条件(ii)の場合、SFSIが「香港にて受領」された時点を基準に課税されることから、その追跡には期限がないこととなります。つまり、納税者は、SFSIを「香港にて受領した」時点で、課税対象となることを申告することが必要です。例えば、1年目に発生したSFSIが20年目に受領されたとしても、納税者は20年目にそのSFSIに関して課税義務を負うこととなります。通常の6年間の時効制限は、その20年目から起算されることとなります。

Hong Kong office

Jasmine Lee, Managing Partner, Hong Kong & Macau
27/F One Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong
Tel: +852 2846 9888 Fax: +852 2868 4432

Non-financial Services			Financial Services	
Wilson Cheng Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com			Paul Ho Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	
Business Tax Services/Global Compliance and Reporting			Business Tax Services/Global Compliance and Reporting	
Hong Kong Tax Services			Hong Kong Tax Services	
Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com	Jacqueline Chow +852 2629 3122 jacqueline.chow@hk.ey.com	Ryan Dhillon +852 3752 4703 ryan.dhillon@hk.ey.com	Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	Ming Lam +852 2849 9265 ming.lam@hk.ey.com
Tracy Ho +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com	Ada Ma +852 2849 9391 ada.ma@hk.ey.com	Jennifer Kam +852 2846 9755 jennifer.kam@hk.ey.com	Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com	Helen Mok +852 2849 9279 helen.mok@hk.ey.com
May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com	Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com	Leo Wong +852 2849 9165 leo.wong@hk.ey.com	Customer Tax Operations and Reporting Services	
Ricky Tam +852 2629 3752 ricky.tam@hk.ey.com	Susan Kwong +852 2629 3117 susan.tm.kwong@hk.ey.com		Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	Francis Tang +852 2629 3618 francis-ks.tang@hk.ey.com
China Tax Services			US Tax Services	
Ivan Chan +852 2629 3828 ivan.chan@hk.ey.com			Camelia Ho +852 2849 9150 camelia.ho@hk.ey.com	
Payroll Operate			International Tax and Transaction Services	
Accounting Compliance and Reporting			International Tax Services	
Vincent Hu +852 3752 4885 vincent-wh.hu@hk.ey.com	Linda Liu +86 21 2228 2801 linda-sy.liu@cn.ey.com	Cecilia Feng +852 2846 9735 cecilia.feng@hk.ey.com	Sophie Lindsay +852 3189 4589 sophie.lindsay@hk.ey.com	Maggie Mang +852 3471 2759 maggie.mang@hk.ey.com
International Tax and Transaction Services			Karen Lui +852 2232 6455 karen.sy.lui@hk.ey.com	Steve Strathdee +852 2629 3378 steve.strathdee@hk.ey.com
International Tax Services	Transfer Pricing Services		Transfer Pricing Services	
Winnie Kwan +852 2629 3211 winnie.yw.kwan@ey.com	Sangeeth Aiyappa +852 2629 3989 sangeeth.aiyappa@hk.ey.com	Martin Richter +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com	Ka Lok Chu +852 2629 3044 kalok.chu@hk.ey.com	Justin Kyte +852 2629 3880 justin.kyte@hk.ey.com
	Kenny Wei +852 2629 3941 kenny.wei@hk.ey.com		Transaction Tax Services	
Transaction Tax Services			Transaction Tax Services	
Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com	Jasmine Tian +852 2629 3738 jasmine.tian@hk.ey.com	Emma Campbell +852 2629 1714 emma.ef.campbell@hk.ey.com	Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com	
People Advisory Services			Tax Technology and Transformation Services	
William Cheung +852 2629 3025 william.cheung@hk.ey.com	Christina Li +852 2629 3664 christina.li@hk.ey.com	Emily Chan +852 2629 3250 emily-my.chan@hk.ey.com	Robert Hardesty +852 2629 3291 robert.hardesty@hk.ey.com	
Winnie Walker +852 2629 3693 winnie.walker@hk.ey.com	Paul Wen +852 2629 3876 paul.wen@hk.ey.com			
Asia-Pacific Tax Center				
Tax Technology and Transformation Services			International Tax and Transaction Services	
Albert Lee +852 2629 3318 albert.lee@hk.ey.com		US Tax Desk		
		Jeremy Litton +852 3471 2783 jeremy.litton@hk.ey.com		

EY is building a better working world by creating new value for clients, people, society and the planet, while building trust in capital markets.

Enabled by data, AI and advanced technology, EY teams help clients shape the future with confidence and develop answers for the most pressing issues of today and tomorrow.

EY teams work across a full spectrum of services in assurance, consulting, tax, strategy and transactions. Fueled by sector insights, a globally connected, multidisciplinary network and diverse ecosystem partners, EY teams can provide services in more than 150 countries and territories.

All in to shape the future with confidence.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients, nor does it own or control any member firm or act as the headquarters of any member firm. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

© 2025 Ernst & Young Tax Services Limited.
All Rights Reserved.

APAC no. 03022890
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/china

Follow us on WeChat
Scan the QR code and stay up to date
with the latest EY news.

